○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県日光市瀬尾字岩ノ下八八八、八九〇、八九二・八九三の一・八九三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字茶臼山八八九（次の図に示す部分に限る。）、字下原八九五の二、字下ノ宿八九九の一（次の図に示す部分に限る。）、八九六、字下山八九七、九〇五、一四六一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下八八八・八九〇・八九二・八九三の二・字茶臼山八八九・字下原八九五の二・字下ノ宿八九六・八九九の一・字下山八九七・九〇五・一四六一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間
四国横断自動車道阿南四万十線	観音寺市古川町字竹道九五三番四から同市新田町字粟屋二〇九六番一まで

供用開始の期日	令和八年七月四日十五時

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十八号及び三百三十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市大楽毛二三七番一から同市北大通五丁目四番まで	前	A　一九・三五～九四・〇〇メートル	一三・七七〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		D・E　一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	
	後	A　一九・三五～九四・〇〇	一三・七七〇	
		B・C　三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		D・E　一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間
三十八号及び三百三十六号	釧路市寿一丁目六番一地内

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

○三重県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江